広報やまこし

発行所 新潟県古志郡 山古志村役場 電話竹沢局 17 23 78

印刷所 大川印刷所

主な記事

○十二月定例議会から

○有権者数二九二〇人

○税金は正しい申告を

○自動車重量税とは

11・12月の村の人口

=46年12月末日現在=

世帯数	1,036	
人口	4,445	(男 2,199人 女 2,246人)
11 出生	4人 (男1・女3)	死亡 10人 (男5・女5)
12月の住民移動	転入15人 (男1・女14)	転出50人 (男21・女29)

十二月定例議会から

黒字繰越し千九百万円

四十五年度決算を認定

十二月定例村議会は十二月十四日から開かれました。村政に対する一般質問や請願、陳情の審査に引き続き、昭和四十五年度決算四件をはじめ、一般職および特別職の職員の給与改定関係条例や、一般職の職員の給与を五月一日にさかのぼり改正し、職員定数条例の改正案、追加総額二千七百三十万円の一般会計補正予算案など、合せて十七議案を原案どおり可決して二十一日に閉会しました。

条例関係

職員定数条例の改正

村の職員は適正な定数の範囲内で任免し、無計画な職員増加をおさえていますが、このたび教育委員会や農業委員会事務局の職員の定数を、あわせて三人ふやしたものです。この改正によって村職員の総わくは、七十二人となります。

一般職の職員の給与に関する条例の改正

人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、一般職の職員の給与を五月一日にさかのぼり改正し、基本給を平均一五・七%引き上げたものです。

また、これにあわせて本村職員の給与水準が他の市町村に比べて低くなっているため、独自の改善もしました。

この改正によって高校卒初任給は試験採用の場合で三万二千円となります。そのほか、期末手当や扶養手当も国や県に準じて引き上げられました。

特別職の職員の給与に関する条例の改正

特別職報酬等審議会（長島忠太郎会長）の答申によって、特別職の職員の報酬や給料を引き上げたもので、原案どおり決まりました。

この結果、議会議員、三役の報酬（給料）は八月一日にさかのぼり次のようになりました。（カッコ内は改正前の額です）

議長 三万三千円（二万八千円）

副議長 二万八千円（二万三千円）

議員 二万五千円（二万一千円）

村長 十五万円（十二万五千円）

助役 十三万円（十万五千円）

収入役 十二万七千円（十万二千円）

嘱託 四万六千円（四万円）

教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の改正

教育長の給料を八月一日にさかのぼって一万円引き上げ、月額十万円にしました。

議会議員の期末手当支給に関する条例の改正

六月に支給する議員の期末手当の支給割合を一般職の職員に準じて〇・一ヶ月分引き上げたものです。

この改正によって年間の支給割合は次のようになります。

三月＝〇・五か月分

六月＝一・一か月分

十二月＝二か月分

補正予算

一般会計補正予算（第三号）

職員の給与改定に必要な経費を中心に二千七百三十二万円を追加しました。

このうち給与改定に要する経費は五一・九%に当たる一千四百十八万円で、そのほかの使う主な目的は次のとおりです。なお、この追加により予算規模は三億三千六百七十九万円となり、前年度と同じ時期に比べ四五・七%、一億五百七十四万円二千円の増加となっています。

総務費＝役場前の駐車場拡張工事に三千万円、三月行なわれる村長選挙費に六十九万円、財政調整基金利子の積み立て四十九万円、そのほか事務用消耗品費や出張旅費などです。

民生費＝明年度建設する種苧原保育所の用地取得費など七十万円。今月からはじまった児童手当の百二十四人分七十四万円など。

衛生費＝無医地区対策用のスノーボート三台購入費五万円などです。

農林水産業費＝虫亀地区で工事中の農道広野線の工事費に八十九万円を追加しました。

土木費＝道路の除雪費に二百二十一万円、村道の維持補修に要する原材料購入費に百万円、県道改良工事負担金三百五十万円などです。

教育費＝統合中学校建築準備積立金の利子四十四万円の積み立て、古文書として価値のあるものの認められている「坂牧文書」の整理保存に七万円、そのほか、各校舎の修繕や校用備品購入費などを追加しました。

また、中学校統合にともなう寄宿舎は本年度に竹沢保育所を改造することになっていましたが、来年度教員住宅と同時に新築することに変更したため、すでに計上ずみの三百五十一万円を減らしました。

総務費＝村債の元利償還金を二百二十六万円追加したもので、これによって借金の返済金は総予算の二・七%に当たります。

予備費＝六十七万円を追加し二百六十九万円になりました。

これらの支出に充てる財源は地方交付税の二千百十一万円をはじめ、国・県支出金九百十九万円、財産収入九十三万円、自動車重量税九百十九万円などを見込み、村債、諸収入を五百万円減らしました。

国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

給与改定に必要な財源など三十八万円を追加計上しました。

診療所特別会計補正予算（第一号）

給与改定に必要な経費五十五万円や、医薬品の購入費四十七万円など、診療収入を財源として二つの診療所分を合わせて百九万円を追加しました。

請願・陳情

農道工事に助成して

種苧原地内で実施中の農道倉骨・水穴線（三百五十米）坂中線（八百米）下之川線（二百米）上藤倉線（二百米）の工事費の一部を村で助成してほしいという関係耕作者からの請願は、建設委員会で引き続き審査されることになりました。

また、すでに同委員会で審査され、継続されている農道檜木沢線、まぎ田線（いずれも種苧原地内）については採択になり、助成されることになりました。

決算

建設事業に六千七百万円

村の家計簿の総しめくくりといえる昭和四十五年度の一般会計および国民健康保険特別会計、診療所特別会計決算四件が監査委員の意見がつけられ提出され、審査の結果それぞれ認められました。この四件を合計した決算状況は、歳入総額三億三十三万円に対して、歳出総額は前年度より三千六百四十二万円多い二億七千九百二十五万円となり、事業繰り越し分二百二十五万円を差し引くと、実質一千九百八十万円の黒字となって本年度に繰り越すことができました。

また、国保特別会計を除く歳出総額二億三千八百十九万円を出した性質別にみると、人件費に全体の三四・七%、建設事業など投資的な経費には二八・四%が使われました。

有権者数二、九二〇人

選挙権は住民登録が条件

永久選挙人名簿登録者数 (47.1.1.現在)

投票区	部落	男	女	計
1	種苧原	412人	415人	827人
2	虫亀	299	302	601
3	池谷	71	73	144
4	塩木	62	70	132
5	竹村、二ト野、山田	154	155	309
6	関内平、菖蒲	82	89	171
7	油夫、桂谷	103	110	213
8	梶久保	64	71	135
9	大木倉	46	50	96
10	小松	72	66	138
11		78	76	154
計		1.443	1.477	2.920

ことし一月一日現在で永久選挙人名簿に登録されている有権者数は二千九百二十人（男千四百四十三人、女千四百七十七人）です。

現在永久選挙人名簿に登録されている者は昭和二十六年九月二日までに生れ、昭和四十六年六月一日以前から引き続き、住民基本台帳に登録（住民登録）されている者です。

永久選挙人名簿は山古志村に住民登録をしている者のうちから、満二十歳に達し、住民登録後三か月を経過した者を自動的に登録するしくみになっており、登録時期は毎年九月に定時登録をするほか、選挙が行なわれるたびに九月以後の有権者を臨時に登録することになっています。

このため、住民登録をしていない者は永久選挙人名簿にも登録されないわけで誤りやもれがありましたら選挙管理委員会にお申し出ください。

また、永久選挙人名簿は選挙期日の告示の日から投票日後五日間を除き、いつでもお見せしていますので別表のとおりです。

投票区ごとの有権者数は

税にご理解を！

正しい申告をしましょう

村民税 三月十五日までに

村は道路をつくったり、学校施設を整備したり災害復旧事業をしたり、いろいろなしごとをして村民の福祉をめざしてがんばっていますが、このようなしごとをしていくためには、財源の裏づけが必要なことはいうまでもありません。そして、私たちが生活の向上や福祉の増進を願うかぎり、どうしても負担しなければならない、社会の共通した経費であるといえます。村の財政は、その七〇%を地方交付税や国・県補助金などに依存し、村税は六%と弱い財政力を示していますが、それだけに直接みなさんからいただく村税は貴重な財源となっているわけです。今回は住民税ともいわれる村民税と、村税収入の四〇%を占める固定資産税を中心に、あらましを説明してみましょう。

七つの村税

村条例によって徴収

いま、山古志村でゞ村の税金ゞとしてみさんからいただいている税金は、次の七種類です。ただし、そのうち⑥鉱産税の対象になる事業所は現在ありません。

① 村民税＝村に住所があり、前年に所得のあった人が、均等割と所得割の二本だてによって納める税金です（村民税とあわせて県民税もいただいていますが、これは県の収入になるものです）

② 固定資産税＝土地・家屋や償却資産の所有者が、その評価格に応じて納める税金です。

③ 軽自動車税＝バイクや軽自動車の所有者が納める税金です。

④ たばこ消費税＝たばこの売渡数量に応じて日本専売公社から村にはいる税金です。

村内で買ったたばこの数量がふえれば、それだけ村にはいる税金も多くなるわけです。

⑤ 電気ガス税＝電気や都市ガスを使う人が納める税金です。都市ガスのない山古志村では、電力会社が毎月の電気料といっしょにみなさんから徴収して村に納めます。

⑥ 鉱産税＝石油や石炭など、鉱物の採掘業者が納める税金です。

⑦ 木材引取税＝木材を買った人が、その石数に応じて納める税金です。

このような七つの村の税金は地方税法や、村議会で決められた村税条例もとづいて計算し、みなさんから納めていただいているわけであります。

村民税

いまから申告の準備を

村民税は均等割のほか、本人が申告した所得額に応じて村長が税金の額を決定する額（均等割）と、所得者は毎月天引き）納めていただくしくみになっています。

このため、公平な税金になくやってきますので、いまから準備をしておいてください。ただし、次のような人は申告の必要はありません。

1 申告しなくてよい人

① 四十六年中に所得がなかった人

② 四十六年中の所得が給与所得のみであった人

3 ことし、所得税の確定申告書を税務署に提出した人

所得額は保険料の基礎にも

村民税の申告書に記入された所得額は、国民健康保険料を決める元にもなります。

ただし、出かせぎによる給与や日雇賃金などを得た人は申告しなければなりません。

また、給与所得だけで申告の必要がない人でも四十六年中に災害を受けたり、一定額以上の医療費を支払った人は申告すれば控除を受けられます

個人から村民税の申告を受け付けたり、村民税の相談を受けたりすることになりました。

いままで各部落から推せんされた税協力員のみなさんに申告事務の協力をいただいてきましたが、ことしから自生申告をすゝめ、あわせて村税全般についての相談を行なうことにしたものです。相談日は後日お知らせしますが、いまから関係書類を整いたり、出かせぎ中のご主人と連絡をとるなど、申告に支障のないよう準備しておいてください。

自動車重量税とは

「車検時に納入します」

自動車重量税の金額は、自動車の区分や重量によって次のように決められています。

1、自動車検査証の有効期間が二年のもの

㈠ 乗用自動車（自家用乗用車）

① 車両重量〇・五トン以下のもの＝五千円

② 車両総重量が一トンをこえるもの＝一トンまたはその端数ごとに五千円

㈡ 二輪の小型自動車＝三千円

2、自動車検査証の有効期間が一年のもの

㈠ 乗用自動車（ハイヤー、タクシー、レンタカーなど）

① 車両重量〇・五トン以下のもの＝二千五百円

② 車両総重量が一トンをこえるもの＝一トンまたはその端数ごとに二千五百円

㈡ 乗用自動車以外の自動車（バス、トラック、タンクローリーなど）

① 車両重量一トン以下のもの＝二千五百円

② 車両重量が一トンをこえるもの＝一トンまたはその端数ごとに二千五百円

㈢ 二輪の小型自動車＝一千五百円

3

㈠ 二輪以外の軽自動車＝七千五百円

㈡ 二輪の軽自動車＝四千円

（注）車両総重量とは車両重量と最大積載量と定員に五十五㎏を乗じた重量を加えたものです。

自動車重量税のかかる自動車は、車検のいる自動車、使用の届出により車両番号の指定を受ける軽自動車で、重量に応じて税金が決められています。なお、特殊自動車やすでに指定を受けたことがある軽自動車、また、車検や届出のいらない原動機付自転車や小型特殊自動車は、税金に相当する額の、「自動車重量税印紙」を納付書にはって、陸運事務所（自動車検査場）に提出して納めます。

納める額は…

以下のもの＝五千円

② 車両重量が〇・五トンをこえるもの＝〇・五トンまたはその端数ごとに五千円

㈢ 乗用自動車以下の自動車（二輪を除く）

① 車両重量〇・五トン以下のもの＝二千五百円

② 車両総重量一トンをこえるもの＝一トンまたはその端数ごとに二千五百円

㈣ 二輪の軽自動車＝四千円

今月の納税

固定資産税 ④

国保保険料 ⑥

今年度最後の納税です

固定資産税

税率は一・四パーセント

固定資産税は土地・家屋や償却資産の評価格の一・四%（評価格十万円につき千四百円）を税金として、所有者が納めるものです。

① 土地＝実際の所有者に関係なく、土地台帳上の家屋＝土地と同様に家屋台帳上の所有者にかかります。

※新築や増・改築、転売、とりこわしなどをしたときは、役場に届け出が必要です。

③ 償却資産＝償却資産とは土地、家屋や自動車以外の資産で、事業の用に供することができる評価格が三十万円以上の施設や機械器具のことです。

例えば、製材業設備、モーター、ディゼルエンジン、動力耕転機、脱こく機、揚水ポンプ、いけす、ブルドーザ……などの所有者にかかります。

償却資産は申告が必要

土地や家屋の所有者は固定資産税の申告をしなくてもよいわけですが、償却資産はその対象をおさえることが困難なことから、所有者は申告しなければならないことになっています。

申告期日や内容は、毎年一月一日現在で償却資産の耐用年数、取得時期、所在地、種類、取得価格などを記載した申告書を一月三十日までに役場に出さいただくことになります。

部落ごとに納税相談

ことしから村の税金ゞについても部落ごとに納税相談を開き、その場で個人から部落に出向いて納税相談を行なうことにしたものです。相談日は後日お知らせしますが、いまから関係書類を整いたり、出かせぎ中のご主人と連絡をとるなど、申告に支障のないよう準備しておいてください。

苦情や相談を直接お受けし、少しでも公平で納得できる税金とするため、役場から部落に出向いて納税相談を行なうことにしたものです。

すが、今年度からは所得の少ない人を保護する考えから、その所得額が基礎控除額（四十六年度の場合で十四万円）以下の人には、保険料の所得割分はかからないことになっています。

山古志よもやま

二十村の盆おどり

陸物軍治

明治四〇年に東京で、大博覧会が開らかれた。日露戦争の勝利を祝う趣意だそうである。

その時の博覧会に、越後美人を代表するかのような、新潟芸者が大挙して出演したという。おもに「佐渡おけさ」や、「盆踊唄」を中心にして、越後地方の数々の唄や踊を披露（ひろう）した。その後になって「今では全く忘れ去られた唄で、どんな節かも知らない」と書いている人がいた。その一ッにこんな文句のものがあった。

「盆だけがんに、なすの皮のゾウセ、あんまりもりつけられて、鼻のテッコウ焼いた」である。

このもとは、山古志郷の盆唄からではないかと調査してみたが確証を得ることが出来なかった。

昭和四六年九月三日、郷土出身の松崎忠夫氏（小松倉）のご尽力と山古志村当局の熱意によって、ビクタ！専属民謡歌手浜田喜一氏の吹込になる「越後盆唄」と命名したレコードが完成し、その発表会が竹沢公民館で賑々しく開催された。

佐藤村長、高橋教育長両氏のお招きをうけ拝見する機会にめぐまれた。

古い歴史と伝統を誇る郷土の盆踊唄が、初めて五線の譜にのったものであるが、従来の踊の独得なかたちや、持味を多少変更しなければならぬ造作は、また止むを得ぬなかったことと思われる。

この郷土で生をうけ、この地方ではぐくまれ、そしてこの郷土を去った人達は、幾百万かは知る由ないが、成功したい人も、あるいは、貧窮不週に泣く人も、その人生受難の辻や、死生にさまよう追分で、なお生れ故郷を想い出すものの、なつかしさに、この盆踊はいはなくの。

この盆踊は、山古志郷の遠い先祖達が子孫に残してくれた、尊い文化遺産である。長い歴史と伝統のうちには、幾多の消長浮沈はあったのであろうが、チョンガ時代の昔から今日まで、生きとして生かし続けて来た。これ現在の山古志郷住民は、住民健在な限りにおいてゞ次の世代に伝える責任がある。世相の変転に負けて、これを消滅させてはならない。それが将来の繁栄に必ず関係してゞ（つづく）

お知らせ

農業委員会委員選挙人名簿をお見せします

一月一日現在で調製した農業委員会委員選挙人名簿を、次の日程で一般にお見せします。

ことしは委員の改選が予定されており、登録の有無を確認し、もれていたり誤りがありましたら、縦覧期間内に申し出てください。

縦覧期間

二月二十三日から三月八日までの十五日間

縦覧場所

役場および出張所

（選挙管理委員会）

▼郵便料金が二月一日から変わります

第一種と第二種郵便物の料金が変わり、二月一日から手紙やはがきの料金は次のようになりました。

定形郵便物

25㌘まで 二十円

50㌘まで 二十五円

定形外郵便物も50㌘まで 四十円、50㌘をこえ100㌘までは50㌘ごとに十五円増しなどと変わりました。

通常はがき 十円

往復はがき 二十円

小包はがき 十円

（郵便局）

▼ご協力に感謝

歳末募金八万円

歳末助け合い募金にはおせいのみなさんからご協力をいただき、ありがとうございました。

お寄せいただきました八万八百九十一円の温い心のこもった浄財は、さっそく村内のくらしに困っている人たちや、長期入院者、施設の入所者などにお届けし、お見舞いしました。

ご協力に感謝します。

▼お年玉つき

年賀はがき当選番号

お年玉つき年賀はがきの当選番号と賞品は次のとおりです。当選したはがきは番号を切りはなさないで、そのまま郵便局の窓口にお出しください。（郵便局）

お年玉つき年賀はがき当選番号

◇1等 カセットテープレコーダー
AB共通 293342 771010
Aのみ 686715

◇2等 浄水器
AB共通下5ケタ 43531
Aのみ下5ケタ 17097

◇3等 バドミントン・セット
AB共通下4ケタ 9433

◇4等 グリーティングカードと封筒セット
AB共通下3ケタ 690 063

◇5等 お年玉切手シート
AB共通下2ケタ 24 86 98

注 Aは8円、Bは7円はがき

▼国税に関する納税相談を開きます

所得税の確定申告は三月十五日までにしなければなりません。

ことしも長岡税務署から係官が出張し、次の日程で申告の受付けや納税相談に応じますので、ご利用ください。

日時 二月十八日（金）午前十時から二月十九日（土）

場所 山古志村役場

なお、確定申告をされるかたは数印、控除を受けようとする保険料の領収書、説明に必要な関係書類などをお持ちください。（税務課）

やってきました

確定申告 忘れずに

明るいくらしの設計に

簡易保険に加入してください！

新加入運動実施中 3月31日まで

竹沢・種苧原・蓬平郵便局